

令和6年度決算に基づいた財政健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の一部が平成20年4月に施行され、村の財政状況を判断するために設けられた健全化判断比率の算定及び公表が義務付けられました。

本村の令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は、昨年に引き続き、国の定める早期健全化基準及び経営健全化基準を下回りました。

【健全化判断比率】

次の4つの比率がどのような状況かを判断する基準として、「早期健全化基準（黄信号）」、「財政再生基準（赤信号）」が設けられています。

1. 実質赤字比率：一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
2. 連結実質赤字比率：全会計を対象とした赤字比率又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
3. 実質公債費比率：一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率
4. 将来負担比率：一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

◆標準財政規模とは？

地方公共団体が通常水準の行政活動を行う上で必要な一般財源の総量をいいます。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	15.00%	20.00%
連結実質赤字比率	—	—	—	20.00%	40.00%
実質公債費比率	7.4%	8.2%	8.3%	25.0%	35.0%
将来負担比率	—	—	—	350.0%	

※実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率は、該当がないことから「—」表示となっています。

（内容）

- ・実質赤字比率では、一般会計等の実質収支は黒字であり、実質赤字比率は該当ありません。
- ・連結実質赤字比率では、一般会計等の実質赤字及び公営企業会計の資金不足はいずれも生じておらず、連結実質赤字比率は該当ありません。
- ・実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金などの、標準財政規模に対する比率（3ヵ年平均）であり、18%を超えると起債の許可が必要となり、25%を超えると一部の起債発行が制限されます。令和5年度の比率は、前年度に比べ0.1%増加しました。
- ・将来負担比率は、元利償還金の減少や、普通交付税や基金などの充当可能な財源が増加したことから、平成23年度から該当なしになりました。

上記のとおり、産山村の財政状況は、早期健全化基準及び財政再生基準以下であるため、同法に基づく財政健全化計画及び財政再生計画の策定は不要です。

【資金不足比率】

また、公営企業会計の健全化判断比率である資金不足比率については、次のとおりです。

・資金不足比率

公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率であり、経営健全化基準（20%）以上になった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

	令和6年度決算による数値	備考
	簡易水道事業	
資金不足比率	—	

※いずれの会計も資金不足でないことから「—」表示となっております。

いずれの公営企業会計も資金不足は生じておらず、資金不足比率には該当するものではなく、経営健全化計画の策定は不要です。